

議 事 録

令和5年度四万十町農業委員会11月総会

日 時 令和5年11月29日(水)午後2時00分 開議

場 所 四万十町役場 本庁東庁舎 1階 多目的ホール

日 程

- 第1 指定第15号 会期の決定について
- 第2 指定第16号 議事録署名委員の指名について
- 第3 報告第20号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- 第4 報告第21号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 第5 報告第22号 非農地証明事務処理報告
- 第6 議案第27号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
- 第7 議案第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第8 議案第29号 四万十町農用地利用集積計画の決定について
- 第9 議案第30号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について
- 第10 その他

〔出席委員〕

1. 下元 弘章 2. 掛水 誠幸 3. 廣井 栄治 4. 小野 重明 5. 濱田 誠
6. 下元 誠一郎 7. 浜田 大彰 8. 宮崎 恵美子 9. 山本 道雄 10. 東出 一茂
11. 土居 稔 12. 欠席 13. 武内 道則 14. 吉良 榮 15. 竹内 純
16. 中原 英昭 17. 宮脇 真弓 18. 梶原 美智 19. 太田 祥一
20. 中城 康子 21. 岡村 博晶 22. 西井 健夫 23. 西内 一隆 24. 市川 絢子
25. 常石 幸浩 26. 甲把 雄 27. 市川 正司 28. 欠席 29. 欠席
30. 澤田 憲男 31. 武市 敏男 32. 山本 奨一 33. 橋本 健太郎 34. 平野 直人
35. 欠席 36. 上野 渡 37. 佐々木 通 38. 秋田 公幸 39. 吉田 健夫

〔欠席委員〕

- 12 竹村 加壽子 28 大西 博之 29 石田 芳秋 35 山崎 力

〔事務局〕

清藤 真希・杉本 孝成・池本 拓矢・森本 太貴・坂東 恭平・山川 美恵

会長

皆さんこんにちは。大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。東北の方とか、北の方では大風大雨、また雪の方も大変降っておると、今晚にかけて雪の方もたくさん降るといような予報があります。本格的に雪の季節になってまいりました。お体に気をつけていただきたいと思います。今月ですが、たくさん報告事項がございます。

まず11月13日に鳥取県の湯梨浜町農業委員会が本町に来庁していただきまして、視察研修、意見交換をしました。前にも言ったと思いますが、湯梨浜町の会長、長谷川会長は我々の前の会長、林幸一会長と知り合いであったということで、今年2月に長谷川会長と四つの地区の会長さんと事務局とで四万十町に訪れて意見交換をしました。その第二弾といいますか、そういった形で湯梨浜町の会長が20名の皆さんを連れて来ていただきまして、意見交換を致しました。大変活発な意見交換ができました。1時前ぐらいから3時半ぐらいまでの意見交換ということで、活発な意見交換が行われました。

それと11月15日になりますが、高知県農業会議の臨時総会でございまして、私と局長が参加してまいりました。下期の農業委員会会長・事務局長会議もございまして、その席で四国ブロック農業委員会情報誌コンクールで、四万十町農業委員会だよりが最優秀賞をいただきました。おめでとうございます。それともう一つの賞、永年勤続表彰がありまして、廣井栄治さん、秋田公幸さんの2人が表彰をいただきましたので、後で手渡ししたいと思います。

それと11月21日と22日にかけて、湯梨浜町の隣の町の北栄町というところに20名で4年ぶりの視察研修に行つてまいりました。昼過ぎに着きまして、3時過ぎぐらいまで色々意見交換を致しました。現地の農業委員会の色々な特色ある取り組みを聞かせていただいたり、地域計画、目標地図の作成についての色々な説明をいただきました。我々も地域計画、目標地図を作らなきゃいけないんですが、今座談会をやってる途中なんです、なかなか難しい面がありましたので、北栄町でいいヒントをもらいましたので、我々農業委員会の方でも生かしていきたいと考えております。

あとは、色々現地の方も見させていただきまして、田んぼより畑、畑というか、砂地の多いところ。鳥取砂丘もありますんで、砂地の多い場所でした。面積的には4割が田んぼで6割ぐらいが畑みたいな状態。そこで今、収穫の最中でありました長芋、現地ではねばりっこという名前ではありませんが、その収穫作業も見せていただきました。

それとラッキョウもその隣に植わっておりました。あとスイカとかイチゴとか、柑橘類とかをいろいろやってるようです。かん水なんかも、砂地でもしっかりできるような設備が整っているところを見せていただきました。いろんな面で、いい情報交換と見学ができたと思います。また今後の我々の農業委員会にも生かしていきたいと考えております。

それと先になりますが、12月3日になりますが西部地区産業祭がございます。昨日一昨日と事務局の方でジャンボかぼちゃの回収をしていただきました。私のところも持って行っていただきました。一番になれるような大きさではありませんでしたが、一つでもということを出させていただきました。協力していただきました皆

さんにはお礼を申し上げたいと思います。また、バザー等の品物も出品していただきたいと思ひますし、当日構わない方は見学というか、視察というか、見に来ていただきたいと思ひております。それと、これも先になりますか、今年の年末は一応、役員会の方で忘年会をやろうと。忘年会が何年もできておりませんので、12月の最後の総会の後には忘年会をやったらどうかという予定も立てておりますので、構わない方は皆さん参加していただきたらという思ひです。報告を終わりたいと思ひます。それでは、これから11月総会を始めたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

議長

ただ今から、令和5年度四万十町農業委員会11月総会を開会いたします。

総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。

今回の発声は議席番号27番 市川正司委員にお願ひいたします。

ご起立をお願ひいたします。

憲章は、添付資料の最後にございます。

27番

～四万十町農業委員会憲章の朗読～

委員

～朗読～

議長

本日の会議に、12番竹村加壽子委員、28番大西博之委員、29番石田芳秋委員、35番山崎力委員から欠席の届けが出ております。

議長

次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員18名、推進委員17名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりで。

それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第15号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和5年度四万十町農業委員会11月総会の会期は、令和5年11月29日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第16号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思ひます。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 25 番 常石幸浩委員と 26 番 甲把雄委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続いて、日程第 3 報告第 20 号 「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 20 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」を報告します。ページは 3 ページです。件数は西部地域の 1 件になります。
番号 1 土地の所在地、久保川字森分 798 番、地目、田、面積、1,334 m²です。解約事由は、双方合意です。合意年月日、令和 5 年 10 月 31 日。引渡年月日、令和 5 年 10 月 31 日。こちらは、令和 4 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日まで利用権設定がされていました。農地は、後の議案に出てきますが、新たな借受人と利用権設定を設ける計画です。以上です。

議長 報告第 20 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長 特になければ、報告第 20 号は終わります。

議長 続いて、日程第 4 報告第 21 号 「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 21 号 「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」ご説明いたします。議案書は、4 ページです。
件数につきましては、窪川地域 2 件になります。
なお、相続人の住所・氏名については、議案書のとおりです。
番号 1 番 土地の所在地、米奥字シロハナ 52 番 1、地目、畑、面積 214 m²。他 5 筆あり、合計 6 筆、面積 767 m²です。届出日、令和 5 年 10 月 25 日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。
続いて番号 2 番 土地の所在地、宮内字四時田ン 971 番 3、地目、畑、面積 314 m²。他 18 筆あり、合計 19 筆、面積 10,025.36 m²です。届出日、令和 5 年 10 月 27 日、届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。説明は以上です。

議長 報告第 21 号について事務局の説明が終わりました。
これは、事務処理報告ですが何かありませんか。
特になければ、報告第 21 号は終わります。

議長 続いて、日程第 5 報告第 22 号 「非農地証明事務処理報告について」を議題

とします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 22 号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 6 項及び四万十町農業委員会事務局規定第 8 条第 5 号の規定により非農地証明書を発行しましたのでご報告いたします。議案書 6 ページをご覧ください。

今月は窪川地域から 1 件、西部地域から 2 件となっております。

番号 1 番。添付資料は 1 から 2 ページです。数神字岡ケ谷 733 番 1、地目、畑、面積、477 m²です。

申請地は 20 年ほど前から耕作放棄地となっており、資料の 2 ページ下段の写真のように全体に小竹が生えている状態でした。その後、上段の写真のように小竹を一旦刈っておりますが、現在も全体に小竹が再びはえてきており、畑に復旧することは困難と判断しました。

令和 5 年 10 月 24 日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄された土地と認め、非農地証明を発行しております。窪川地域からは以上です。

続きまして、西部地域からです。

番号 2、添付資料は 3 ページから 4 ページをご覧ください。

土地の所在地は、昭和字松ノ越 763 番 2、地目、畑、面積、75 m²です。

申請地は 30 年以上前よりサツキやツバキなどの庭木が植栽されている状態で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第 4 証明基準のエ 人為的に転用した土地で既に 20 年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和 5 年 10 月 19 日、担当委員さんと現地確認の結果非農地証明書を発行しております。

番号 3、添付資料は 5 ページから 6 ページをご覧ください。

土地の所在地は、小野字寺中 428 番 3、地目、畑、面積、216 m²です。申請地は 30 年以上前から耕作放棄地となっており、また土にはトタン釘などがある状態のため四万十町非農地証明書発行事務取扱第 4 証明基準のウ やむを得ない事情によって 10 年以上耕作放棄されたため、農地への復旧ができない土地のため、非農地であると認め、令和 5 年 10 月 19 日、担当委員さんと現地確認の結果非農地証明を発行しております。以上です。

議長

報告第 22 号について事務局の説明が終わりました。

これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長

特になければ、報告第 22 号は終わります。

議長

続いて、日程第 6 議案第 27 号 「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明します。議案書は 7 ページです。申請地の位置は添付資料の 7 ページをご覧ください。

件数につきましては窪川地域の2件です。

譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。

番号1番 土地の所在地、大井野字両免地452番1、地目、畑、面積41㎡です。権利事由は所有権移転の贈与。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では野菜を栽培する計画となっております。

続いて番号2番 土地の所在地、若井字大廉1236番1、地目、田、面積566㎡です。権利事由は所有権移転の売買。譲渡理由は本人希望、譲受理由は相手方の要望です。申請地では水稻を栽培する計画となっております。

議長 議案第27号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。21番 岡村博晶委員。

21番 11月27日に本人に会って現況等を確認しに行きました。現況は畑であり、今年の夏も野菜を植えていて、現在は綺麗に草刈りをしていました。譲受人は農業しており、農地を効率的に利用しています。年間150日以上農作業にも従事しており、両側に家屋住居がありますが、管理をしっかりとしていますので問題はないと判断しました。また、譲渡人とは親子間の贈与であり問題ないと思います。以上の確認の結果、番号1番の所有権移転は問題ないと判断しました。

議長 続きまして、番号2番。23番 西内一隆委員。

23番 番号2について11月24日に現地で譲受人と確認しました。現況地目は記載されているとおり田で、譲受人は水稻とニラを栽培している専業農家で売買による所有権移転は問題ないと判断いたしました。以上です。

議長 議案第27号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第27号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第27号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第7 議案第28号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第28号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明します。
議案書は8ページです。今月は窪川地域の1件です。
番号1 添付資料は9ページ、10ページです。
申請地は、1筆。土地の所在、桧生原字ヨソウ屋式485番1、地目、畑、面積2,444㎡の農地です。権利事由は、売買による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、作業道の開設です。転用理由は、申請地の隣接奥地にあります自己所有の山林間伐のために設置するものです。農地区分ですが、申請地は第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第2種農地と判断しています。転用計画につきましては、10ページの土地利用計画図に示している形で、作業道路を整備する計画です。周囲の状況・影響については、北側は譲受人の保安林、東側は山林と宅地、南側は同意有の農地、西側は同意の無い農地がありますが、町道と河川を挟んでおりますので、特に影響はないものと考えています。土地の造成計画については断面図に記載されておりますが、切土と盛土を行い作業道を整備します。進入計画については、申請地南側の町道より直接進入します。取り合わせ工事などはありません。排水計画についてですが、排水は雨水のみで自然浸透とします。資金計画については、銀行の残高証明書により、必要な事業費を確保していることを確認しています。

議長 議案第28号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。番号1番。4番 小野重明委員。

4番 27日と28日にかけて27日については譲渡人の方に電話での確認を取りました。それから昨日は譲受人の方に電話して確認をしました。事務局の説明したとおり、現地確認をしましたが元々お茶が植わっておりまして、もう10年以上放棄されていて、実際に譲渡人が管理していたわけではないです。兄が作業しておりましたが、死亡して名義は譲渡人になっておりまして自分も高齢でもう処分したいということでした。譲受人は山の手入れのために作業道を作りたいということで周辺への支障はないものと思います。以上の結果、問題ないと考えます。以上です。

議長 議案第28号について質疑を許します。質疑はありませんか。
16番 中原英昭委員。

16番 計画期間というのは、道が完成するまでの時間ということで、それ以降はもうずっとこれ道になるってということですか。6月までに作業終わって、ここはまた畑に戻るということじゃなくて。

事務局 はい、そうです。転用になりますので、農地に戻らないということになります。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 28 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 28 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 8 議案第 29 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 29 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。
議案書は 11 ページからです。添付資料については 11 ページからになります。
別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 5 年 12 月 1 日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第五条第 1 項の規定により、四万十町長より提出がありましたので、ご審議ご決定をお願いいたします。

件数につきましては窪川地域 1 件、西部地域 2 件の計 3 件です。
利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号 1 番 土地の所在地、興津字森ノ前 3651 番、地目、田、面積 714 m²です。設定は新規になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利の種類は所有権移転の設定です。説明は以上です。

続きまして、西部地域です。

番号 2 土地の所在地、久保川字森分 798 番、地目、田、面積、1,334 m²。設定は新規の設定になります。期間は、令和 6 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までの 4 年になります。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続きまして、番号 3 土地の所在地、久保川字今ハタ 292 番 2、地目、畑、面積、141 m²、外 21 筆あり、合計 22 筆、面積、32,163 m²です。設定は新規の設定になります。期間は、令和 6 年 1 月 1 日から令和 25 年 12 月 31 日までの 20 年になります。

作物は野菜等を栽培する計画です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。以上です。

議長 議案第 29 号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。10 番 東出一茂委員。

10 番 番号 1 番について 25 日に譲受人から確認しました。
譲受人は認定農業者であり、長年にわたり農業され、経験も豊富な地域の担い手です。現況は田であることを確認しています。また、年間 150 日以上農作業に従事しています。周辺農地に悪影響を与えないことも確認しています。利用権を設定する土地も長年にわたり水稻を作っており、今回、高知県農業公社を通じた売買になったそうです。内容も計画案のとおりで特に問題ないと判断します。以上です。

議長 番号 2 番、3 番。山崎力委員が欠席しておりますが、13 番 武内道則委員。

13 番 番号 2 番について、欠席の山崎力委員にかわりまして補足説明させていただきます。現況は田であり、周辺農地に迷惑をかけてない土羽をきれいに刈っておりまして、管理されておることと、また年間 150 日以上就農されていることを確認いたしました。

番号 3 番につきましても田んぼが何枚かありまして、これは全部、付き添って確認はしてないですが、ぐるりと確認をした上で、自宅近くのゆず採りをしておりまして、ゆず採りのところで借受人の方に話を聞いたそうです。何筆も筆数がありすぎて全部が全部確認はとれなかったわけですが、どこも綺麗に管理されている農地ということです。

今回、親子間の貸借になるわけですが、この借受人の方が町の親元就農による助成金ですか、あれをしておりまして、3ヶ月間の研修も終えて、今、親子間の経営継承による貸借であるということです。まだ帰ってきて3年ぐらいのものですが、非常に若いやる気のある青年でございますので、今回の案件は問題ないと考えます。以上です。

議長 議案第 29 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 29 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 29 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 議案第 30 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく要請について」を議題とします。

議案第 30 号 番号 8 は議席番号 21 番 岡村博品委員が、四万十町農業委員会会議規則第 20 条の、議事参与の制限に抵触しますので、番号 1 番から 7 番までの審議、採決の後、21 番 岡村博品委員に退席していただき、番号 8 番の審議、採決を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 30 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に基づく要請について」を説明します。議案書は 13 ページ、添付資料は 22 ページからご覧ください。

件数につきましては窪川地域の 8 件です。

受け人の氏名・住所についてはお手元の議案書のとおりです。

今回の議案ですが、わかりやすく言えば、8 月の総会でも議案に上がりましたが、昨年度までしておりました再配分のように前の受け手が作れなくなり、受け手から公社までの合意解約は成立している農地について新たな借り入れに貸借をするための手続きとなります。

番号 1 番 土地の所在地、奈路字シショウデン 1305 番、地目、田、面積、1,070 m²、他 1 筆あり、合計 2 筆、面積 1,790 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。作物は、大豆を栽培する計画です。期間は県認可日から令和 7 年 11 月 30 日までとなっております。

続いて番号 2 番 土地の所在地、本堂字野中 1238 番、地目、田、面積、835 m²、他 1 筆あり、合計 2 筆、面積 3,753 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。作物は、水稻を栽培する計画です。期間は県認可日から令和 11 年 1 月 31 日までとなっております。

続いて番号 3 番 土地の所在地、道徳字窪 34 番、地目、田、面積、2,018 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。作物は、水稻を栽培する計画です。期間は県認可日から令和 10 年 1 月 31 日までとなっております。

続いて番号 4 番 土地の所在地、興津字松ノ前 3877 番、地目、田、面積、929 m²です。他 1 筆あり、合計 2 筆、面積 1,880 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。作物は、水稻を栽培する計画です。期間は県認可日から令和 7 年 11 月 30 日までとなっております。

続いて番号 5 土地の所在地、大井野字桜木ノ元 839 番、地目、田、面積、3,144 m²、他 1 筆あり、合計 2 筆、面積 6,252 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。作物は水稻を栽培する計画です。期間は県認可日から令和 8 年 7 月 31 日までとなっております。

続いて番号 6 土地の所在地、大井野字松カサコ 841 番、地目、田、面積、3,097

m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。作物は水稻を栽培する計画です。期間は県認可日から令和7年11月30日までとなっております。

続いて番号7 土地の所在地、大井野字水神ノ上827番、地目、田、面積、3,102m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。作物は水稻を栽培する計画です。期間は県認可日から令和13年10月31日までとなっております。

議長 議案第30号 番号1番から7番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。番号1番、30番 澤田憲男委員。

30番 番号1番について確認をとりました。借受人は会社法人であり、認定農業者でもあります。また、年間を通じて180日以上農作業に従事しております。内容ですが促進計画案通り特に問題はないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号2番。31番 武市敏男委員。

31番 番号2番について、11月17日に借受人から確認をしてきました。借受人は、認定農業者であります。地域の担い手であり、水稻をすることも確認しています。また、水稻はWCSと聞いております。同地区の他のところにも同じようにWCSを大きくやっております。

年間150日以上農作業にも従事していること確認しております。また、周辺農地にも悪影響を与えないと思います。促進計画通り特に問題ないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号3番。9番 山本道雄委員。

9番 昨日28日に借受人に伺ってまいりました。借受人は、農地所有適格法人であります。再配分でもあり特に問題はありません。以上です。

議長 続きまして、番号4番。10番 東出一茂委員。

10番 番号4番について、25日に借受人から確認しました。借受人は認定農業者であり、地域の担い手でもあります。現況は田であることを確認しています。年間150日以上、農作業に従事しています。周辺農地に悪影響を与えないことも確認しています。水稻を作る予定です。再配分であり、計画案通り問題ないと判断します。以上です。

議長 続きまして、番号5番から7番について。21番 岡村博晶委員。

21番 5番6番7番について、11月27日に現地確認と借受人に会い確認しました。番号5の借受人は認定農業者ではありませんが、現在、地域の担い手として露地のピーマンと水稻を栽培されています。借受人は隣地に自作の田を耕作していま

すので、周辺農地に悪影響を与えることがないと思います。

次に番号6番、7番について説明いたします。

借受人は認定農業者でもあり、生姜と水稲を栽培しております。年間150日以上農作業をしており、特に問題ないと思います。以上です。

議長 議案第30号 番号1番から7番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第30号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について」番号1番から7番を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第30号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について」番号1番から7番は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、番号8番の審議を行いますので、21番岡村博晶委員は退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局 続いて番号8 土地の所在地、大井野字西原開752番、地目、田、面積、3,113㎡、他2筆あり、合計3筆、面積9,335㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。作物は水稲を栽培する計画です。期間は県認可日から令和13年10月31日までとなっております。

説明は以上になります。

議長 議案第30号 番号8番について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明をお願いします。2番 掛水誠幸委員。

2番 11月16日雨の中確認に行かせてもらいました。その現地確認の内容につきましては、前の田んぼ全て綺麗に草がかられており、ほぼ全体が冬だたきもされておりました。悪影響を及ぼす恐れはないことを確認してまいりました。本人は年間150日以上農作業にも従事しております。それからあと、本人とは11月23日に電話連絡で間違いはないかよという話で連絡を取らせていただきました。再配分ということではありますし、特に問題はございません。それとですね、今出た3件、752番、753番、754番の隣、37ページを見ていただくとですね。738番という地番がありますが、借受人が所有をしておりまして、その田んぼを所有している関係で今

までその田んぼだけのためにコンバインを運んで農作業をされておったようですが、その隣に、3筆の新たな田んぼの借上が出ましたので、全部で12,458㎡の田んぼの耕作ができるになるということで、非常に効率的なものも含まれていい方向に向かうのではないかと思っております。さっきも言いましたように再配分ですし、綺麗に管理されておりますし、特に問題はありません。以上です。

議長 議案第30号 番号8番について質疑を許します。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。
(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第30号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について」番号8番を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第30号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく要請について」番号8番は原案のとおり可決されました。
21番 岡村博晶委員の除斥をとき、着席していただきます。
岡村博晶委員、番号8番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第10 その他の件について議題とします。

事務局 毎月、活動記録の記入ありがとうございます。来月につきましては、意向確認の強化月間ということになってますので意向確認の方を重点的と言いますか、頑張っ
てやっていたらと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長 他に何かありませんか。
なければ、その他の件については終了いたします。
これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。
ご起立をお願いします。

議長 以上をもちまして、令和5年度 四万十町農業委員会11月総会を閉会いたします。
礼。ありがとうございました。

閉会 午後3時45分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和6年 月 日

会 長

署名委員 25 番

署名委員 26 番
